

コロナ感染受験者の追試を

島根民医連が県へ緊急要請

新型コロナ第6波の中、医師、看護師、介護福祉士などの国家試験で



コロナ感染した受験者が試験を受けられず、追試験もない問題で、島根県民医連医療機関連合会（眞木高之会長）は17日、県に対し「国に追試を実施するよう強く求めてほしい」と要請しました。

（写真）松江生協病院医師（副院長）の眞木会長、平田保事務局長、永田正子看護副部長が県庁を訪れ、日本共産党の尾村利成、大國陽介の両県議が同席しました。

新型コロナ感染で入院中や自宅・宿泊療養中の受験者、濃厚接触者で条件を満たさない受験者は試験を受けられず、追試もないため内定が出ていても取り消されるなど、本人や医療機関にとつて深刻な問題になるとの声が上がっています。

眞木会長は「コロナ感染によって国家試験の機会を失い、医師や看護師等として働くことができなくなれば、医療・介護現場で人員不足が生じかねない」と訴えました。

県健康福祉部・医療政

ごんごんがふんばりどじろ

はや2月。気の早い薄紅梅にひそむ春。絶対に負けられない参院選まであと5か月です。



前参院議員(弁護士)

にひ そうへい

西南の風

そうはいくか！ここがふんばりどころです。各地を毎日歩き訴える私に、オミクロン株爆発で救急搬送もできない医療逼迫、発熱しても検査もできない検査難民、売り上げも生活もまと



中国5県でのオンライン政府交渉 (2月7日)

岸田内閣はあえて「のらりくらり」答弁を繰り返して107兆円巨額予算を通そうという構えです。支持率を維持して参院選でも自公維で3分の2を握れば、衆院の任期一杯「黄金の3年間」で改憲でも何でもやり放題という目論見に、巨大メディアが一役買う始末。

突然「頑張れ！」と掛け

策課の奥原徹課長、高齢者福祉課の岡本成生課長は「国にしっかり伝えていきたい」と応じました。

もに補償しない政府への怒りが次々とぶつつけられます。子どもたちにも感染がひろがり、休園や学校閉鎖でまたもや女性たちに及ぶ大きなしわ寄せ。「米軍由来」が明らかになっても「日米同盟が大事」と日米地位協定の穴に目を塞ぐ自公政治の責任は重大です。街頭演説でも、

今年施行75年を迎える日本国憲法は、幾たびも「ふたたび戦争する国へ」という圧力をはね返し、生活と権利、民主主義と平和の礎になってきました。街頭で、オンラインで、春を手繰り寄せる先頭に立ちます。

(2月5日記)

憲法14条・24条と「明治民法」

坂本洋子 戦争が終わって、新憲法ができる。新憲法で男女平等、憲法14条に法の下の平等がありますよね。そして憲法24条に家族領域の中の平等ってというのが謳われているんです。

憲法14条は、法の下の平等ですから人種、信条、性別での差別を禁じているんですけれども、なぜ24条がまた二重に両性の平等を規定しているかというと、家族領域こそが男女平等が一番できない領域なんです。だから、二重にこの平等を規定しているということが一つあると思います。

これができたのが、1947年なんです。で、実はその新憲法が制定されて、あの古い民法を見直さなければならなくなった。で、戦後民法は明治民法を基礎にしていますので、「家制度を廃止する」というのがもう喫緊の課題だった。ですから家制度廃止に重点が置かれ、他の規定の根本的な課題は不十分だった。

実は当時、「夫婦も別姓にしてもいいんじゃないか」という議論もあったんですけどね。「可及的すみやかに、将来においてさらに検討することが必要だ」という認識は、実は国会ではあったわけです。憲法が制定された直後ってというのは、今よりもっと「憲法が大切だ」と、「人権とか民主主義」というのがとても重要だ」という考え方が非常にあったんだなと、こういう付帯決議がされたわけなんです。

です。それから、その後から法制審議会でこの夫婦の氏というのが話し合いですとされているんです。先ほど、仁比さんが96年の答申にあったと言われたんですけど、戦後からずっとこの議論はなされていて、だげどやっぱ反対派の人たちが、なかなかこれを認めなかった。

憲法24条ができる過程というのは、

「私の名前とジェンダー平等」鼎談③

にひそうへい前参院議員(党中央ジェンダー平等委員)
坂本洋子さん(NPO 法人mネット・民法改正情報ネットワーク理事長)
恩地いづみさん(第二次別姓訴訟広島・原告/医師)

ベアテ・シロタ・ゴードンさんという方、みなさんもうお聞きになつていないかと思うんですけど、この方が基本の条文を書かれているんですね。今の憲法の24条のもとになつていんです。ですから、そこに24条が入ったということは、そこで実は夫婦別姓にならなければならぬですね、本来だったら。

あの条文にはですね、「両性の合意のみに基づいて」と書いています。じゃあ、合意だけあればいいかというのと、婚姻適齢に達しているかどうか民法で定められています。現在は、男性は18歳、女性は16歳という規定があります。2022年の4月からは男女とも18歳になり平等になつていくんですね。

来年は非常に法律が変わっていくんですけど、民法で婚姻の適齢、婚姻の最低年齢を定めています。それから重婚であるかどうか、重婚はみとめられませんから、重婚じゃないことかですね、それから近親婚じゃないこと、たとえば、いとこ同士っていうのは結婚できませんけれども、日本の場合には3親等は結婚できませんよね、おじさんおばさん、甥っ子姪っ子っていうのは結婚できませんよ。

こうした要件を実は民法で定めているので、この民法で定めた要件以外の要件を課すことは憲法に違反するんです。ですから、合意のみっていうのも、合意とそれから民法の婚姻要件を満たしていればいいと。ところが、この夫婦別姓の問題というのは、同じ苗字でないと婚姻届を受理してもらえないということですね。ということは、厳しい要件を課していることになるので、これは憲法違反なんです。

(続く)